

請求の趣旨 甲、 被告と他人（原告）

戊の持分は  $\frac{1}{3} + \frac{1}{3} = \frac{2}{3}$

戊、 原告（被告）の持分

戊の持分は  $\frac{1}{3} + \frac{1}{3} = \frac{2}{3}$ （民法250條により）

原判決 甲の請求の趣旨を否認

1. 戊の無過失の要件は不動産物件の譲渡には適用なし。
2. 戊は未だ登記の欠缺を主張するにつき正当なる第三者（民法177條とは認めがたい）。

上告判決 敗 棄 原審是矣

1. 未登記持分の譲渡には民法250條の制限あり
2. みよくに信じた戊は民法177條にいう正当なる第三者なり。

批評

原判決は明らかに誤判である。甲、乙、丙、丁間の持分相異なる登記の有無を確認せず、直ちに甲の請求の全趣旨を認めたることは審理不盡である。又判旨第二突は明らかに民法177條の誤解である。上告判決は正当である。相異なる持分関係を有する本件山林がその持分の登記をしない以上は、民法250條によつて持分相対しきことの積極的効果を受ける。よつて甲の請求の趣旨は失当である。然し判旨第二突において戊が民法177條の保護を受ける際には善意にその持分の譲渡を受けたことを要するとするのは当を得ない。民法177條にいう第三者について善意悪意を区別しない学說判例と相反する判旨である。

## 林業地帯地域区分と

### 林業投資に関する調査（予報）

#### — 北九州三縣を対象として —

九大 堀谷 勉、倉天 博、黒田 油 夫

林野庁及び関係各縣の御援助の下に、九大林政学教室に於て本年度研究課題として、以下計画中の長題の調査に就いて、その簡便の概要を報告し各位の御批判を蒙りたいと思う。

#### 一 調査の意義及び課題

林業生産の態相を大観するとそれは地域的に着しい特徴を表現してゐるのだからである。即ち或る地域に於ては天然林の採取を主とし、或る地域では資材の多くを失い乍らむ尚蓄積は余り行われず林業は縮小生産的段階過程をとつてゐる。又或る地域では人為的蓄積培養即ち林業投資が急進して森林資源は第二次的に蓄積されている。而もこの第二次的蓄積は或る地域に於ては一般用材生産を、或る地域では工業用材生産を、又或る地域では燃料生産を主目的とする等々幹材の投資の形を示している。みよる地域的特色ある林業の

立地は主として一般資本主義経済発展の地域的不均衡性に基づくものと考えられる。この意味に於ては先進的林业地の一つの好適モデルと言えり北九州三縣を対象として「一般林业経済の発展は地域的林业投資を如何に規制したか又規制してゐるか」を課題として、若くは以て一般資本主義経済の発展と林业投資の発展との交差関係を実証的に追究しようとするものである。

## 二 調査の概立

前記の課題追求のための手段として林业地帯地域区分を行う。地帯とは諸条件に適合して立地する林业投資の類型を地理的に接続したもので例えはスギヒノキ人工造林地帯、マツ天然更新地帯という林なもので、地域とは諸条件特に社会経済的条件を整頓するために設けられる経済圏地域であつて主として経済圏の地域性に基づいて設定される。例えは筑豊炭田地域、筑後川流域地域等。以下本調査の方法の概略をなす事項と順序に就て述べる。

### (i) 林业投資類型の調査整理 —— 地帯区分

林业投資の程度及形態を示す指標として市町村単位に調査する面積率、蓄積率に基づきスギヒノキ人工造林地帯、マツ人工造林地帯、マツ天然更新地帯、広葉樹天然更新地帯等を兼定する。

### (ii) 諸条件の調査整理 —— 地域区分

経済構造の地域性に基づき左の林な地域を兼定

北九州五市近郊地域、筑豊炭田地域、福岡市近郊地域、筑後川流域地域  
筑豊平野近傍地域、唐津炭田地域、有田農業地域、長崎大村周辺地域、  
佐世保近傍地域、長崎藤島町地域。

これらの地域に就いて基幹産業の成立発展及び地帯内への波及を中心とする社会経済的条件及び自然的条件を調査する。

### (iii) 諸条件と適応との関係についての調査

#### ア 地域内林业投資状態の厂史的変遷の調査

地域的経済発展に於する林业投資の発展

#### イ 所有別（私有は大、中、小規模別）別地域地帯別林业経営の個別調査

地域経済発展による諸条件を個別経営は如何に受入れてそれを林业投資に反映させてゐるか。

以上が本調査の基本的構想である。